

牧会書簡

牧会書簡といふ名前で呼ばれるものは、次にかかげるパウロの三書簡、すなわちチモテオ前後書とチト書である。それは、この三書簡は二人の司教すなわち監督牧者に送つたものであるが、宛名の人に関する個人的事項は非常に少なく、もっぱら聖職者に、その職務をつくさせるために与えた重要な教訓を多く含むからである。すなわち各階級における聖職者の資格、選抜、行状および祭典に関する規則、各階級の信徒の義務およびこれに対する方法、各地教会の活動に関する事がらを含んでいて他の書簡と異なる点が多いために、特に牧会書簡と名づけられたのである。しかし、あえて牧会のあらゆる義務を網羅するのではなく、一個人に与えて、その時その場合に相応する実用的法則を示したにすぎないが、聖職者一般にとつても、もちろん有益なことが多い。要するに個人的性質を帯びずに一般的性質を帯びるものとのようである。

チモテオ前書序言

チモテオのこと チモテオとは神を尊ぶ者という意味で、この名はギリシア人の中にたびたびある。本書の宛てられたチモテオは使徒行録十六章以下にしてあるように、リカオニア國リストロ市においてギリシア人である父とユデア人である母との間に生まれ、信心深い母の手でユデア教の風習に従つて育てられたとはいいうものの、父の許さないためであろうか、割礼を早く受けなかつた。およそ紀元四七年ころ、パウロは第一回伝道旅行の途中リストロに行き、チモテオが非常に信者の間で重んじられているのを見、またパウロ自身もその徳行を認めたので、ついに自分の助力者として彼をさそつた。さてリストロの司祭と一緒に彼に接手し、なおユデア人の間での布教を徒労に帰さないよう割札をほどこす方がよいと思つてこれをほどこした。その時からチモテオは第二回第三回の伝道旅行中、絶えずパウロに従つて忠実に助力し、熱心にその任務に服したので、非常にパウロに愛されるようになつた。チモテオの最後については、旧記の伝えによると、彼はエフェゾの教会をゆだねられていたがドミシアン皇帝の時、ディアナ女神の祭日に人民を女神から遠ざけようとしたため、ついに殉教を遂げるに至つたと言われている。

本書をしたためた機会および目的 パウロがチモテオとともにエフェゾに留まつた時、教会整理、祭典および倫理などの上に新たに定めるべき点、あるいは改良すべき点のあるのを認めた。しかし、暇がなくてチモテオをエフェゾに残し、まさに広まろうとしている謬説に抵抗すること

を命じて、自分はエフェゾを出立した。が、すぐに再びエフェゾに行くことができなかつたので、チモテオに書簡を送つて異説者に対する忠告を与えて、相当の助力者を選ぶことを勧め、聖職を全うさせるために必要な教訓を与えることが必要だと考えた。目的は三章十五節にしてある。ように、神の家すなわち教会において処すべき方法を知らせることにある。

本書の題目および区分 事がらは、すでに述べたとおりであるが、いろいろなことが心に浮かんでくるままに説いたものであるため、思想の配列はロマ書やガラシア書、エフェゾ書のように組織的でない。それゆえ、いちいち題目を確定するのがむずかしい。区分すると本書は二編に分けられている。冒頭（一章一、二節）のち、第一編では教会のために要求するところを述べ、教会のために尽力すべきことを勧め、祭典に関する若干の規則を載せ、聖職者の選抜に関して重要な教訓を与える。（一章三節～三章十六節）。第二編では聖職者の宣教および動作に関する義務、各階級の人に対する義務を述べ、チモテオに対する個人的教訓をもつて結ぶ（四章～六章）。なお詳細は目次について見ること。

本書をしたためた場所および年代 場所については種々の憶説があるが、要するに不明。年代はパウロのロマでの第一回入獄と第二回入獄との間で、紀元六四年から六六年までの間となるであろう。

使徒聖パウロ、チモテオに送りし先の書簡

冒

頭

1

第二章

挨拶

わが救い主にてまします神およびわれらが希望にてましますキリスト・イエズ

スの命によりてキリスト・イエズスの使徒たるパウロ、信仰上の実子チモテオに「書簡を送る」。

2 願わくは父にてまします神およびわが主キリスト・イエズスより恩寵と慈悲と平安とを賜わらんことを。

第一編 教会のために要求するところ

第一項 教会のためによく戦うべし

3 われかつてマケドニアに行きし時、汝に願いしごとく、汝はエフェソに留まり、ある人々に命じて異なることを教えさらしめ、かつ信仰に基ける神の道を立つるにはあらで、かえつてさまの議論を起さざる寓言と、きわまりなき系図とに従事することながらしめよ。

5 偽教師の迷い 5 そもそもこの命令の目的は、清き心と良き良心と偽りなき信仰とに出ずる愛

7-6 なり。6 しかれども、かの人々は、これらのことにはずれて無益なる物語に移り、7 自ら律法の教師たらんと欲して、その言うところをも断言するところをも悟らざるなり。

8 律法の範囲 8 しかれどもわれら、律法^{*}は人正しくこれを用うれば良きものなることを知れり。
 9 律法の設けられしは義人のためにあらずして、不法人、反抗者、不敬者、罪人、無宗教者²、卑俗者³、父を殺す者、母を殺す者、殺人者、
 10 私通者、男色者⁴、誘拐者⁵、虚言者、偽証者、および健全なる教えに反せる他のいっさいのことのためなりと知るべきなり、11 われにゆだねられたる至福なる神の光榮の福音にあるがごとし。

12 福音における恩寵はパウロの身において現われたり 12 われを堅固ならしめ給いしわが主キリスト・イエズスに感謝し奉る。そはわれを聖役に任じて忠信なる者とし給いたればなり。13 すなわち、われ先には冒瀆者、迫害者、侮辱者たりしかど、信ぜざる時知らずしてなししがゆえに慈悲をこうむりて、14 キリスト・イエズスにおける信仰および愛とともに、わが主の恩寵身に余れり。15 真実にして全く信すべき話なるかな、キリスト・イエズスの世に來り給いしは罪人⁶を救わんためなること。われはその罪人⁷の第一なり。16 しかるに慈悲をこうむりしは、キリスト・イエズスそのもろもろの堪忍をわれにおいて第一に表わし給い、永遠の生命を得んとて、まさに信せんとする人々に例を示し給わんためなり。

17 感嘆の栄誦 17 願わくは万世の王にましまし不朽⁸にして見え給わざる唯一の神に世々尊崇と光栄とあらんことを、アメン。

18 良き戦いを戦うべし 18 わが子チモテオよ、汝にかかわれる、かねての予言に従い、この命令

¹⁹ を汝に寄す、これに応じて良き戦いを戦い、¹⁹ 信仰と良き良心とを保て。ある人々はこれを捨て、²⁰ 信仰につきて破船せしが、²⁰ そのうちにヒメネオとアレキサンデルとありしを、冒瀆せざることを学ばしめんとて、われこれをサタンに渡せり。^{*}

① ラテン訳では愛子。② ラテン訳では大罪人。③ ラテン訳では神の慈悲。④ ラテン訳では不死。⑤ チモテオ後書 2・17 ⑥ チモテオ後書 4・14 ⑦ 破門したの意。

第二項 祭典につきて守るべき規則

2-1 第二章 祈禱に関する教訓 1 さればわが第一に勧むるは、衆人のため、2 帝王たちおよびすべて上位にある人々のために懇願し、祈祷し、請願し、かつ感謝せられんことなり。こはわれらが

3 全き敬虔と正直^{せいちょく}₂とにおいて、安らかに静かなる生活を営まんためなり、3 かくのごときは善事にして、わが救い主にてまします神のみ前に嘉納せらるればなり。4 すなわち神はいつさいの人の救われ、真理を知るに至らんことを望み給う。5 けだし神は唯一^{ゆいりつ}にましまし、神と人との仲裁者もまた唯一なり。これ人たるキリスト・イエズスにましまして、6 衆人のためにおのれを贖いとして献げ給い、時至りてその証拠ありしなり。7 われはこれがために立てられて宣教者たり、かつ使徒たり、8 われは誠を書いて偽らずリ 信仰と真理とにおける異邦人の教師たり。

8 集会の時に祈る法 8 さればわれは男子がいすれの所においても清き手をあげて怒りなく争いなく祈らんことを望む。9 婦人もまた、かくのごとくして相應³の衣服をつけ、おのれを飾るに羞^{しゅう}

10 恥心ちしんと節制とをもつてし、ちぢらし髪、黄金おうどん、真珠しんじゅ、高価の衣服をもつてせず、10 敬虔を約束せ
る婦人に相当するごとく善業をもつてすべし。

婦人は集会の時、語るべからず 11 婦人は全く服従して静かに学ぶべし。12 われは婦人の教う
ること、また男子をつかさどることを許さず、静かにすべきなり。13 けだしアダンは先に造られ、
エワはそののちなり。14 またアダンはまどわされず、女はまどわされて罪に陥れり。15 しかれど
も信仰と愛と聖徳と節制とに留まらば、子どもをあぐることによりて救わるべし。

① ラテン訳では、こいねがう。② ラテン訳では貞操。③ ラテン訳では装飾ある。④ ラテン訳では無言に。

第三項 聖職者の選抜

第三章

司教司祭の品質 1 人ありて監督1の務めを欲するは良き業きよよを欲するなりとは誠の話なり、

2 されば監督は、とがむべきところなく、ただ一婦2の夫たり、謹慎きんしん、怜憫れいひ、端正たんぜい、貞潔にして、
旅人りょじんを接待し、よく教えをほどこし、3 酒をたしなまず、人を打たず、柔和にして争わず、利を
むさぼらず、4 よくその家を治め、その子女の慎しみてこれに服従する人たらざるべからず。5
6 人もしおのが家を治むるを知らずば、いかにしてか神の教会に奮励せん。6 監督は新信徒たるべ
7 からず、おそらくは高ぶりて悪魔に等しき裁きに陥らん。7 また外の人々に好評ある人たるべし、
これ恥辱と悪魔のわなどに陥らざらんためなり。

8 純事しゆじの品質 8 純事たちもかくのごとく尊くして両舌りょうぜつならず、酒をたしなまず、恥ずべき利を

10-9 むさぼらず、9 清き良心をもつて信仰の奥義を保てる者たるべし。10 彼らもまたためしを受けて、
とがむべきところなくば務むべきなり。

11 女執事のこと 11 婦人たちもかくのごとく尊くしてそしらず、節制して万事に忠実なる者たる
べし。

12 また執事のこと 12 執事たちは一婦の夫にして、よくその子女と家とを治むる者たるべし。13
そはよく務めたる者は良き階級を得て、キリスト・イエズスにおける信仰につきて大いなる勇氣
を得ければなり。

14 本書の目的 14 われ早く汝に至らんことを望みつつ、これらのこと書き送るは、15 もし遅か
らん時、汝をして神の家においていかに行なうべきかを知らしめんためなり、神の家とは生き給
える神の教会なり、真理の柱にしてかつ基なり。

16 福音の概略 16 げにも大いなるかな敬虔の奥義、すなわち「キリストは」肉において表わされ、
靈によりて証せられ、天使たちに現われ、異邦人に伝えられ、世に信ぜられ、光榮に上げられ給
いしなり。

① いわゆる司教。② 教会外の意。③ いわゆる助祭。④ ラテン訳では奥義。

第二編 聖職者のなすべきこと

第一項 聖職者として教うべきことおよび守るべき行状

第四章

まさに出てんとする謬説 1 しかるに「聖」靈の明らかにのたもうところによれば、末世

に至りて、ある人々まどいの「種々の」靈と惡鬼の教えとに心を傾けて信仰に遠ざかることあら
ん、2 これ偽りを語る人々の偽善によることにして、彼らはその良心に焼き金がねを当てられ¹、3 め
とることを禁じ、信徒および真理を知れる人々の感謝をもつて食するよう神の造り給いし食物を
4 断つことを命ぜん。4 そもそも神の造り給いしものは、みな良きものにして感謝をもつて食せら
るるものに捨つべきはなし、5 そは神の御言葉と祈りとをもつて清めらるればなり。

6 真理を忠実に守るべし 6 これらのことを見兄弟たちに述べなば汝はかつて得たる良き教えと信
仰の言葉とをもつて修養せられたるキリストの良き役者えきしゃたらん。

7 信心を練習すべし 7 されど世俗話²、老婆話を捨てて自ら敬虔に練習せよ、8 けだし身体の練
習は益するところわざかなれども、敬虔は今世³と来世とにかく約束を有して万事に益あり。

9 労苦をあまんづべし 9 これ全く信すべき誠の話なり、10 われらが労してののしらるるはこれ
がためにして、すなわち万民とくに信徒の救い主にてまします生き給える神を希望し奉るやえな
り。11 汝これらのことを命じかつ教えよ。

12 チモテオの殊に注意すべきこと 12 たれも汝の年若きを軽んずべからず、かえつて汝は、言語、
行状、慈愛、信仰、貞操をもつて信徒の模範たれ。13 わが至るまで、読書、教訓、説教に従事せ
よ。14 予言により長老たちの按手あんじゆ⁴* をもつて賜わりし汝のうちなる賜ものをゆるがせにすることな
かれ、15 汝の進歩が衆人に明らかならんために、これらのことを熟考してこれに身をゆだねよ。
16 おのれど説教とに省みてこれに耐忍せよ、そはこれを行ないて、おのれと汝に聞く人々とを救

うべければなり。

① 奴隸は焼き金をもつて印されていた。② ラテン訳では、むだ話。③ ラテン訳では恩範。

第二項 種々の人に対する法

第一章 男女老幼に対する法
 1 ごとく、2 老いたる女を母のごとく、若き女を姉妹のごとくにして完全に節操を守りつつ勧めよ。
 寡婦に対する法 3 真に寡婦たる寡婦を敬え、4 されど寡婦にして子あるいは孫あらば彼らはま
 ず家に孝行し、親に恩を報ゆることを学ぶべし、これ神のみ前に嘉納せらるればなり。5 真に寡
 婦にして寄る辺なき者は神に依り頼み、昼夜祈願祈祷に従事すべし、6 けだし快樂にある寡婦は
 8-7 生きながらにして死したる者なり、7 彼らのとがなからんために、これらのことを命ぜよ。8 お
 のが家族、ことに家人を顧みざる人は信仰を捨てて不信者に劣れる者なり。

教会に使用せらるべき寡婦 9 寡婦の籍にしるさるは一夫の妻たりし者にして六十才よりく
 だらず、10 善業の好評ある者、すなわち子女を育て、もしくは客を接待し、もしくは聖徒の足を
 洗い、もしくは困難に会える人々を助けしなど、すべての善業をなしし者たらざるべからず。11
 若き寡婦らを断われ、けだし彼らはキリストにそむきて行ない乱るれば嫁ぐことを好み、12 最初
 の信を破りたるゆえに罪に定められ、13 また乱情にして家々を遊びまわり、ただに乱情なるのみ
 ならず、言葉多く、また差し出でて言うまじきことを語る。14 さればわれは若き寡婦の嫁ぎて子

15 をあげ家事を治め、反対者をしていささかも悪口の機会を持たざらしめんことを欲す、15 そはサ
タンに立ち帰りたる者すでに数人あればなり。

16 親族の寡婦に対する信徒の義務 16 信徒たる者、もし「親族に」寡婦あらば教会をわざらわさ
ずして自らこれを助くべし、これ教会をして真の寡婦を助くるに不足ならしめんためなり。

17 司祭に対する義務 17 長老⁵にして、よくつかさどる人、ことに言葉と教えとに勞する人は倍し
て尊ばるべき者とせらるべし。18 けだし聖書にいわく、「汝、穀物^{ごくもつ}を踏みこなす牛の口を結ぶな
かれ⁶」と、またいわく、「働く人はよろしくその報いを得べし」と。

19 罪の嫌疑ある司祭に対する法 19 長老に対する訴えは二三人の証人あるにあらずばこれを受理
することなかれ。20 罪を犯す者は他の人も恐れしめんために一同の前にこれをとがめよ。21 わ
れ神とキリスト・イエズスと選まれし天使たちのみ前に証して、汝が偏頗^{へんぱ}なくこれらのことを守
り、ひいきをもつて何ごともなざざらんことを命ず。

22 チモテオ個人に対する箇条 22 たれにも早く接手^{あんじゅ*}することなく、また他人の罪にあずかること
なく、貞操にしておのが身を守れ。23 もはや水を飲まずして、胃のためまたはたびたびの病のた
めに少しくぶどう酒を用いよ。

24 司祭に対する意見を結ぶ。24 ある人々の罪は裁きにも先立ちて明らかに、ある人々の罪はあと
にて現わる、25 良き行ないの現わるるもまたかくのごとし、しからざるものは「ついに」隠るる
あたわず。

① ラテン訳では彼は。② ラテン訳では家を治め。③ ラテン訳では選まる。④ ラテン訳では避けよ。⑤ いわゆる司祭。

(6) 申命記25・4、コリント前書9・9 (7) ルカ10・7、コリント前書9・7、10

第六章 奴隸に対して 1 すべてくびきのもとにある奴隸は、その主人を全く尊ぶべきものと思
うべし、これ主のみ名と教えとの、ののしられざらんためなり。2 信徒たる主人を持てる者は、
兄弟なりとてこれを軽んすべからず、かえつて慈善とともにせる者が信徒にして、おのれこれに
愛せらるるにより、ひとしおよく仕うべし。これらのこと教えかつ勧めよ。

第三項 結末の教訓

異説の害 3 人ありて、もし異なることを教え、わが主イエズス・キリストの健全なる談話と
敬虔にかなえる教えとに服せば、4 これ何ごとも知らずして自ら高ぶり、病的に議論と言葉
争いとを好む者なり、これより起こるはしつと、口論、侮辱じよゆ、¹ 邪推じやすい、5 また精神腐敗ふはいし、真理欠乏
して、敬虔を利益の道なりと思う人々の争い等なり。6 そもそも足ることを知れる敬虔こそは大
いなる利益の道なれ、7 そはわれらがこの世に来りし時、何ものをも携えざりしかば、去る時ま
た何ものをも取るあたわざるは疑いなきところなればなり。8 衣食だにあらば、われらはそれに
て満足すべし。9 けだし富まんと欲する人々はいざないと悪魔のわなとに陥り、人を堕落と滅亡
とに沈むる愚にして有害なる種々の欲望に陥る。10 すなわち利欲はいつさいの悪事の根なり、あ
る人々はこれがために信仰に遠ざかりて迷い多くの苦しみをもつておのれを刺し貫けり。

11 重大なる忠告 11 されど神の人よ、汝はこれらのこと避けて、正義、敬虔、信仰、慈愛、忍

¹² 耐、柔和を求め、¹² 信仰の良き戦いを戦いて永遠の生命を捕えよ。そはこれに召されて多くの証人の前に、これがために良き宣言をなしたればなり。

¹³ 忠告を重ぬ。¹³ われ万物を生かし給う神のみ前、およびポンシオ・ピラトの時に立証して良き宣言をなし給いしキリスト・イエズスのみ前に汝に命ず。¹⁴ わが主イエズス・キリストの現われ給うまで汚れなくとがめなく捷を守れ。¹⁵ その時期至りては、¹⁵ 至福唯一の主権者、諸王の王、すべて主たる者の主はイエズス・キリストを表わし給わんとす。¹⁶ 彼は一人不死を有し、近づくべからざる光に住み給い、一人もかつて見奉りしことなく、また見奉るあたわざる者にましまし、尊榮と永遠の権能とこれにあるなり、アメン。

¹⁷ 富める者に命すべきこと。¹⁷ 汝この世の富者に命ぜよ、高ぶることなく、確かならぬ富を頼まず、快樂のためにも万物を豊かに供給し給う生き給える神を頼み奉り、¹⁸ 善をなして善業に富める者となり、快く施し、かつ分け与え、¹⁹ 真の生命を捕うるよう将来のために良き資本をたくわえんことを。

²⁰ 末尾の勧め。²⁰ ああチモテオよ、託せられしものを守りて、世俗の空言と有名無実なる学識の反論とを避けよ、²¹ ある人々はこれを裝いて信仰の的をはずれたるなり。願わくは恩寵汝とともにあらんことを。

① ラテン訳では冒瀆。② ラテン訳では來り。③ 詩編103・2、ヨハネ一書1・5 ④ ヨハネ1・18、ヨハネ一書4・

12 ⑤ ラテン訳では主權。